

法と教育学会 第12回学術大会 パネルディスカッション 2021年9月5日
「憲法教育を法教育の視点から考える」

法教育の視点から考える 新科目「公共」で実践したい憲法教育

弁護士・兵庫教育大学大学院准教授・社会科教員

神内 聡

1 理論的な課題

- ・新科目「公共」の目標と憲法教育の在り方
- ・憲法的価値に関わる立法事実を社会科学の視点から学ぶ
- ・担い手から考える憲法教育

2 実践上の課題

- ・共通テスト出題科目「公共」への対応
- ・2単位・必修科目としての運用と多様な高校のニーズへの対応
- ・「公共」授業担当者の確保

3 実践例の紹介

- ・「公共」の予備授業
- ・授業で扱った立法事実
- ・授業で取り入れた手法（アンケート調査・グループ学習・オンライン対応）
- ・定期試験で出題した法教育関連の問題

4 今後の実践予定

- ・他教科との連携（保健体育・情報・中3公民的分野）
- ・定期試験の改善

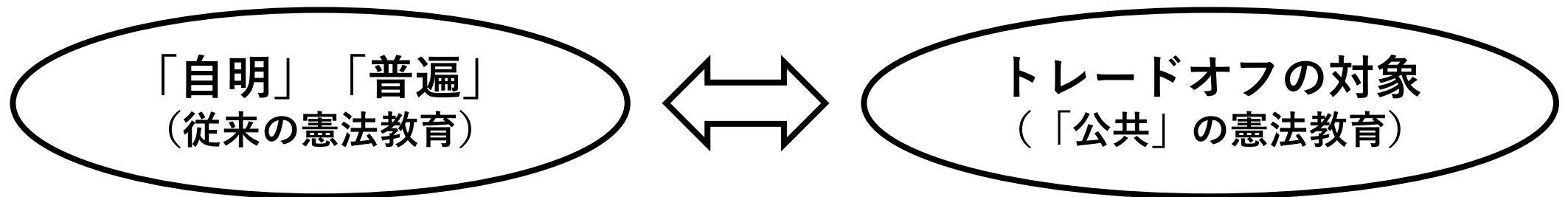
1 理論的な課題

(1) 新科目「公共」の目標と憲法教育の在り方

・「公共」の目標 → 現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解する。

Q. 「選択・判断」のための憲法教育（憲法的な考え方を学ぶ）をどう実践すればよいか？

〔憲法的価値の理解〕



・ 法的なもの of 見方や考え方（法教育） → 事実から推論して対立当事者のいずれが法的に妥当かを 選択・判断 する。

・ 憲法訴訟で 選択・判断 の根拠となるもの → 立法事実（エビデンス）

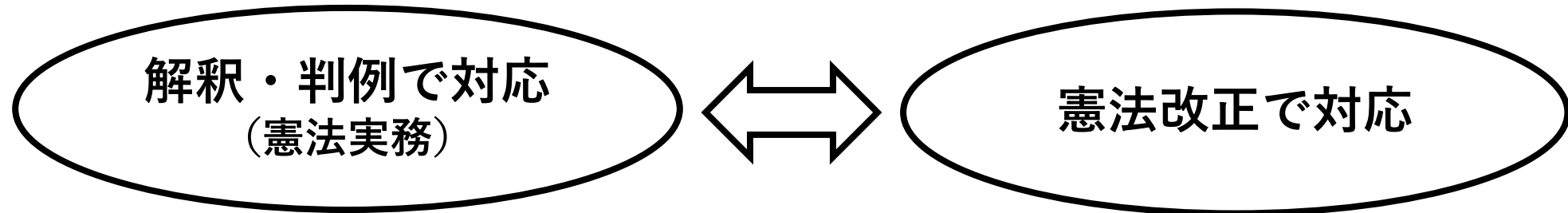
⇒ **立法事実の学習は法教育の視点からも重要では？**

(2) 憲法的価値に関わる立法事実を社会科学の視点から学ぶ

Q. 「公共」の憲法教育で重要なのは条文知識や憲法解釈か？それとも立法事実の考察手法か？

- ・ 憲法教育の教材のイメージ → 条文知識や判例知識が中心
 - ・ 実際の憲法教育の教材 → 立法事実に関わる情報も扱う（例：資料集）
- ※ 立法事実に関わる教材が十分に活用されていない？

〔立法事実の変化に対する対応〕



- ※ 海外も人権規定は憲法改正ではなく解釈・判例変更で対応するケースが多い
- ※ アメリカの憲法訴訟を参考にする？（立法事実を社会科学的に考察）

(3) 担い手から考える「公共」の憲法教育

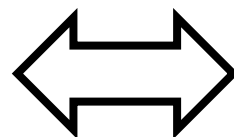
Q. 憲法学が求める憲法教育と社会科学が求める憲法教育は異なるのか？

Q. 憲法的価値を支える立法事実をどのように実証・考察するか？

- ・ 憲法学 → 条文の法的解釈、比較法考察が中心。規範的・演繹的。
- ・ 社会科学 → 方法論の共有が進められている。実証的・経験的。

〔憲法教育の担い手〕

【法学部】
憲法学者
憲法学の手法で憲法を教える



【高校】
政治・経済・教育学部出身の
公民科教員が多い

※ 法学部出身者は高校公民免許取得者の多数派ではない

※ 公民担当教員には社会科学の方法論を専攻した教員が多い

⇒ 社会科学の手法で憲法教育（立法事実の考察）を行うほうが現実的？

2 実践上の課題

(1) 共通テスト出題科目「公共」への対応

Q. 思考力を重視する「公共」の授業で共通テストに対応できるか？

- ・ 受験勉強としての憲法教育 → 知識 8 割・思考力 2 割
 - ・ 共通テスト「現代社会」「政治経済」の憲法分野からの出題傾向
→ 「現代社会」はほぼ全て知識問題（条文よりも関連法令の知識の出題が多い）
→ 「政治経済」は思考力を問う問題もある程度出題された
- ※ ただし、憲法分野以外では資料から事実を読み取り、考察する問題が出題されている（立法事実の考察学習が受験でも役立つのでは？）

Q. 共通テストに対応できる憲法知識はどのように学習すればよいか？

- ・ 憲法の知識を暗記する時間 → プリント、小テスト、演習授業（高3）
- ・ 定期試験の出題形式 → 共通テストに沿った形式

(2) 2単位・必修科目としての運用と多様な高校のニーズへの対応

Q. 2単位（週2コマ）で終わらない分量にどう対応するか？

・他の単元とのバランス → 一年間の授業時間の目安を70時間として、憲法教育に充てられる時間は最低●時間？

〔詳しすぎる憲法教育〕

・人名 → E. コーク、ブライス、トクヴィル…

※ そのわりにはC. シュミット、I. バーリンは出てこない…

・関連法令 → ○○法、××条約… ※時事知識の最新法令もたくさんある

※ そのわりには請願法、道路交通法は出てこない…

Q. 必修科目として多様な高校生のニーズに対応できるか？

・理系進学者・商業高校は経済分野に興味がある → 経済分野は教科書の後半なのでこれまでの「現代社会」では学習できないことが多かった

・仮に、教科書の掲載順が経済分野が前半で、憲法分野が後半だったらどうするか？

⇒ **先に経済分野を学習したほうが立法事実の学習に役立つのでは？**

※ 中高一貫校なら中3 公民的分野で「公共」を先取り学習し、高1の授業と連続させて全範囲を終わらせられる？

Q. 「公共」の分量について批判的議論・精選する議論は必要では？

・従来の「現代社会」も2単位では到底終わらない分量

・新型コロナに対応できる分量 → オンライン授業でどこまで効果を出せるか

(3) 「公共」授業担当者の確保

Q. 「歴史総合」「地理総合」のほうが「公共」よりも優先されないか？

・「歴史総合」→ 世界史・日本史の融合科目

※ 高校社会科教員は世界史・日本史のいずれかに教科指導力を特化しているので、両方できる教員が不足

・「地理総合」→ 必修科目

※ 地理はこれまで選択科目だったので、必修科目で開設するだけの地理専門の教員が不足

⇒ 公民教員が「歴史総合」「地理総合」の担当に回される可能性？

Q. 「公共」の授業担当者には今以上に外部人材を活用できないか？

・学習指導要領では外部人材の活用が奨励されている → でも単発授業を想定

・外部人材に特別免許状を授与する方法 → でも一年間体系的に教科指導できる？

※ 研究授業が確保しづらい学校では非日常的・イベント的な授業がやりづらい

〔参考文献〕

- ・ 浅野忠克、山岡道男、阿部信太郎(2017)「続・高等学校公民科教員の研究：第2回アンケート調査の結果分析から(前編)」『アジア太平洋討究』(28)：77-98頁
- ・ 藤本亮(2011)「テスト理論による法学試験の質の向上の研究」静岡大学・科学研究費補助金研究成果報告書
- ・ 飯田高(2016)『法と社会科学をつなぐ』有斐閣
- ・ 渡辺千原(2010)「法を支える事実—科学的根拠付けに向けての一考察—」『立命館法學』2010(5・6)：3263-3306頁
- ・ Hanushek, Eric A. (2006) *Courting Failure: How School Finance Lawsuits Exploit Judges' Good Intentions And Harm Our Children*, Hoover Institutions Press.
- ・ Lijphart, A(2012) *Patterns of democracy : government forms and performance in thirty-six countries*, 2nd. Edition, Yale University Press.

3 実践例の紹介

(1) 「公共」の予備授業

・2020年度・2021年度は「現代社会」の授業を利用して「公共」の予備授業を試行

・対象クラス：高2（文系・理系） ※2020年度・2021年度ともに4クラス担当

・対象生徒数：約150人（男子：女子＝4：6） ※性別「その他」の生徒含む

※ 現在は非常勤なので授業の準備時間は取りやすいが、生徒の個性や情報がわかりにくい（オンラインだと尚更…）

Q. オンライン「公共」は機能する？

・2019年度・2020年度合わせて約4分の1はオンラインで実施

※ 憲法の統治分野の学習期間が新型コロナ休校・オンライン対応時期になったが、zoomのブレイクアウト機能やロイロノートで何とかアクティブ・ラーニングの要素を確保

※ 憲法知識の確認小テストはGoogleフォームで実施（これまでよりも効率的）

(2) 授業で扱った立法事実

- ・ 民主主義 → 民主主義に必要な条件
 - ・ 医学部入試女子差別問題 → 後述
 - ・ 青少年保護育成条例 → 淫行の定義、青少年保護の必要性
 - ・ 小選挙区制 → 実際の当選ライン（投票率×得票率）、全国民の代表
 - ・ 二院制 → 各国の議院（アメリカ・イギリス・スウェーデン・中国・韓国）
 - ・ 議員立法 → 成立率、国会議員の属性
 - ・ 内閣人事局 → スポイルズシステム、メリットシステム
 - ・ 裁判員裁判 → 国民感情、司法の専門性、裁判員裁判の上訴、量刑変化
 - ・ ふるさと納税 → 団体自治、地方財政の実情、応益負担、返礼品
- ※ 裁判例が存在する争点はできる限り裁判例を紹介 → 福岡県青少年保護育成条例事件、松戸事件・神戸事件（裁判員裁判の死刑判決が控訴審で破棄）、泉佐野市ふるさと納税事件

(3) 授業で取り入れた手法

- ・グループ学習 → オンラインでも可能
- ・アンケート調査 → Googleフォーム・ロイロノートの活用

〔立法事実を用いた憲法教育の実践報告〕

●テーマ：医学部入試女性差別問題

- ・問題になっている医学部が私立であることの確認（国公立医学部との違い）

●立法事実についてグループ学習し、結論を発表させる

- ・入試問題に関する立法事実 → 医学部入試はなぜ女性が合格しやすいか、など
- ・医師の業務上の性差に関する立法事実 → 性差を考慮する必要がある診療科、など
- ・女性医師のキャリア・育児・労働環境に関する立法事実 → 女性医師はなぜ育児と両立しづらいか、など

※ 知人の女性医師にもコメントをもらって生徒に紹介

●関連する争点についてアンケート調査し、結果を議論する

- ・質問：男性だけの養護教諭しかいない共学校に通ってもよいか？

⇒ 「通いたくない」と回答した生徒の割合 男子：8.7% 女子：55.3%

※ 女性だけの養護教諭しかいない共学校に「通いたくない」と回答した生徒は0%

●派生論点を紹介し、意見を聞く

- ・お茶の水女子大学・東京女子医科大学・福岡県立女子大学（男性県民の栄養学科入学希望が問題になった）

- ・トランスジェンダーなら女子大学も入学できるか？（「男性」でなければ入学できる？）

(4) 定期試験で出題した法教育関連の問題例

問1. 私立学校であるX高校には、校則で、「本校の生徒は、高校生らしい髪型をすること」という規定がある。ある日、X高校に通うAは金髪で登校したところ、校門で見かけた教師Bから「その髪では授業を受けさせられない」と注意され、帰宅するように指導されたが、Aはこれに従わず、そのまま授業を受けた。これに対し、X高校は後日、Aに対して停学処分を言い渡した。Aはこの処分は憲法違反であるとして裁判で争いたいと考えている。

Aの弁護士としてX高校の処分自体が違憲であると主張する際に、次のア～カの考え方を採用することができるとした場合、①～⑥のうちで処分自体が違憲であることを主張するのに最も効果的であると考えられる組合せを1つ選べ。

ア 髪型の自由は憲法に直接規定されていない。

イ 憲法は私人間に直接適用されない。

ウ 不利益な処分を受ける場合は、適正な手続きによらなければならない。

エ 高校は義務教育ではなく、自ら学校を選択することができる。

オ 自由や権利を制限する規定は、明確な基準で規定されていなければならない。

カ 他人に迷惑をかけている場合は、自由や権利を制限することは必要かつ合理的である。

① アとイとオ ② アとウとエ ③ イとウとオ ④ イとエとカ

⑤ ウとエとオ ⑥ ウとオとカ

問2. 強姦致傷罪（被告人：男性、被害者：女性）の裁判員裁判で、裁判員と裁判官の意見が次のようになった場合、正しいものを1つ選べ。

裁判員A（男性）：無罪

裁判員B（女性）：有罪

裁判員C（男性）：無罪

裁判員D（男性）：無罪

裁判員E（女性）：有罪

裁判員F（女性）：有罪

裁判官P（男性）：無罪

裁判官Q（男性）：無罪

裁判官R（女性）：有罪

① この裁判で被告人を無罪と認定することはできない。

② この裁判で被告人を有罪と認定することはできない。

③ この裁判では女性の裁判員が全て有罪であるとの意見であることから、性犯罪に関する国民感情を重視して有罪と認定することができる。

④ この裁判では女性の裁判員と裁判官が全て有罪であるとの意見であることから、性犯罪に関する国民感情を重視して有罪と認定することができる。

4 今後実践を予定しているもの

(1) 他教科との連携

- ・保健体育 → 性差・性教育の研究が進んでいる、憲法教育でも役立つ知見
- ・情報 → 生徒がプログラミングの基礎・「データの分析」（数学Ⅰの一分野）を学習している、担当の先生が立法事実の考察手法にも興味を持っている
- ・中3・公民的分野 → 「公共」の前段階、「学び」の連続性・継続性をどう考えるか

(2) 定期試験の改善

- ・思考力を使う問題よりも知識問題のほうが正答率が低い
- 思考力を使う問題で難しい問題を作るのは難しい
- ・項目応答理論の導入
- 本当の学力を測定する
- でも憲法教育だと導入するのは難しい…

Q. 憲法教育が達成する「学力」とは？